

「おきたま地域食の安全・安心推進連絡会議」設置要領

（目的）

第一 置賜地域で生活する住民の健康の保護を最優先に「食の安全・安心に対する行政、生産者・事業者の取り組み」が、住民の食に対する「安心」・「信頼」に結びつくための食品安全行政の取り進めに必要であり、その円滑な推進のための「施策づくりへの住民参画」を目的とします。

（情報及び意見の交換の促進）

第二 「食の安全・安心に関する取り組み」は、その取り組みに住民の意見を反映し、過程の公正かつ透明性を確保するための積極的な情報提供を行うこととします。

- 2 「食の安全・安心に関する取り組み」に関する意見交換を積極的に行うこととします。
- 3 「食の安全・安心に関する取り組み」に関する関係者相互間の情報及び意見交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ることとします。

（食育の推進）

第三 現在の食生活は、子供から高齢者まで様々な問題を抱えており「食生活の混乱」という状況にあることから、一人一人が自らの食について判断できるよう「食の安全・安心に関すること」、「食生活改善に関すること」の情報の提供を地域的なレベルで行い、「食」に対する理解を深めるための地域や家庭、学校における「食育」推進の取り組みを行うこととします。

（設置）

第四 置賜地域に「おきたま地域食の安全・安心推進連絡会議（仮称）」（以下「連絡会議」という）を設置し、住民の食の安全・安心のための情報収集・提供及び意見交換、「食育」の推進に努めることとします。

（構成）

第五 連絡会議は消費関係者、生産関係者、食品産業関係者、教育関係者、有識者及び行政関係者等の担当者をもって構成します。

- 2 構成員は必要に応じ追加することができるものとします。
- 3 連絡会議の議長は、事務局である山形農政事務所地域第三課長が務めるものとします。

（専門部会の設置）

第六 連絡会議は、必要に応じて専門部会を設け、分野別協議を行うことができるものとします。

(運 営)

第七 連絡会議は、定期的な開催とし、開催時期は構成員・事務局が適当と判断する時期とします。

2 構成員からの要請に基づき、連絡会議を開催することができるものとします。

(取組内容)

第八 食の安全・安心に関する施策の普及・啓発に関する取り組み

2 食の安全・安心に係る情報の収集・提供に関する取り組み

3 食のリスク情報の的確な受発信に関する取り組み

4 「食育」の推進に関する取り組み

5 その他「食」に関する取り組み

(事務局)

第九 連絡会議の事務局は、山形農政事務所地域第三課（消費・安全担当）に置くものとします。

附 則 この要領は、平成16年12月16日から施行する。